



内容

I. 付加価値税

- 輸出品の銀行振込に関する 2018 年 6 月 11 日付税務総局発行オフィシャルレター2301/TCT-CS 号
- 海外通販サイトでの販売に関する付加価値税、法人税及びインボイスについての 2018 年 6 月 4 日付ハノイ発行オフィシャルレター37317/CT-TTHT 号

II. 法人税

- 関連者間取引の支払利息に掛かる外国契約者税に関する 2018 年 7 月 10 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター48083/CT-TTHT 号

III. インボイス

- 電子インボイスに関する 2018 年 7 月 2 日付 Bac Ninh 税務局発行オフィシャルレター1678 号
- 補助金の付加価値税に関する 2018 年 4 月 10 日付のホーチミン市税務局発行オフィシャルレター2731/CT-TTHT 号



I. 付加価値税

輸出品の銀行振込に関する 2018 年 6 月 11 日付税務総局発行 オフィシャルレター2301/TCT-CS 号

現行の規定によると、海外業者（輸入者）が海外における組織、個人である第三者に委任し、輸出品・サービスに対する支払を実施する場合は、付加価値税を還付される。（2013年12月31日付財務省発行 219/2013/TT-BTC 号第 16 条）

海外業者がベトナム国内の組織、個人である第三者に委任し、輸出品・サービスに対する付加価値税の還付を受ける為に支払を行う場合は、海外業者と第三者の間に債権債務があり、相殺可能であるという条件を追加で満たさなければならない。

オフィシャルレターの例によると、韓国の会社 A がベトナムの会社 B から商品を購入する。会社 A がベトナムの組織 C に委任し、会社 B に支払うが、会社 A と会社 C の間で債権債務がなく相殺ができない場合、当該取引が契約書の付録に記載されても、輸出品・サービスに対する付加価値税還付条件を満たさない。

海外通販サイトでの販売に関する付加価値税、法人税及びインボイスについて の 2018 年 6 月 4 日付ハノイ発行オフィシャルレター37317/CT-TTHT 号

会社は通販サイト AMAZON を通じて海外で売買活動を行っている。商品はベトナムに輸入されず、AMAZON は買手より代金を回収後、会社へ送金する。その場合、この販売活動に関する税制は下記の通りである。

- 付加価値税に関して

海外における売買活動に関する通達 219/2013/TT-BTC 第 9 条 2 項で定められている条件を満たしている場合は、付加価値税（VAT）0%となる。

- インボイスに関して

国際基準及び通達 119/2014/TT-BTC 第 5 条 1 項の規定に従ってコマーシャル・インボイスを発行する。

- 法人税に関して

海外における売買活動からの所得について、通達 78/2014/TT-BTC の規定に従って法人税の申告納付を行う。



II. 法人税

関連者間取引の支払利息に掛かる外国契約者税に関する 2018 年 7 月 10 日付 ハノイ税務局発行オフィシャルレター48083/CT-TTHT 号

政令 20/2017/ND-CP 号第 8 条第 3 項によると、会社が関連者との間で支払利息が発生する場合、EBITDA の 20% を上限に損金算入される。

但し当該外国契約者税に関して、通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条における条件を満たせば全ての利息（20%以上の分を含む）に対する損金算入を認められる。

III. インボイス

電子インボイスに関する 2018 年 7 月 2 日付 Bac Ninh 税務局発行 オフィシャルレター1678 号

1. 電子インボイスに購入者の署名

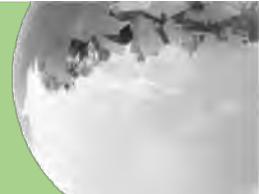
購入者が会計法人か否かに関わらず、商品、サービスの提供に関する取引契約書、商品引渡し議事録、請求書などの書類があれば、売り手が作成する電子インボイスに購入者の署名は不要である。

2. 法的代表者の署名及び変更インボイスに印鑑は不要

Bac Ninh 税務局は、法人の代表者がインボイスへの署名を直接販売員に委任する文書がある場合、変更インボイスへの署名に対しても販売員又は電子インボイスの変更を行った者の署名が認められる。またその変更に対して、会社が責任を負う。

3. 誤記入のインボイスに対する処理

会社がインボイスを作成したが、誤記入が発生した場合、誤記入内容を明細に記載した合意書を作成し、買い手と売り手が署名する必要がある。また、会社は通達 32/2011/TT-BTC 号第 9 条により修正インボイスを作成する必要がある。



補助金の付加価値税に関する 2018 年 4 月 10 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター2731/CT-TTHT 号

通達 219/2013/TT-BTC 号第 5 条第 1 項によると、補助金が条件を付かない場合は付加価値税の対象外になる。

よって、会社が事業戦略変更により企業（会社 A）に全ての運送手段を委託したために労働者が退職することになり、協約により会社 A も一部の退職金を補助する場合、会社 A の支出する当該費用は付加価値税の課税対象外になる。

会社が会計帳簿に計上する為に領収書を作成する必要がある。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>